

所管事項調査に関する資料

目 次	ページ
1 感染症研究拠点整備について	2 ～ 4

市 民 健 康 部

令 和 6 年 1 1 月

1 感染症研究拠点整備について

(1) 諸会議の開催状況

前回の所管事項調査以降に開催された会議について、主な内容は次のとおり。

ア 長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会

(ア) 目的・委員構成等

設 置 者	長崎大学
設 置 日	令和5年4月1日
設 置 目 的	施設の運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資する。
委 員 構 成	近隣連合自治会長・自治会長（8名） その他三者連絡協議会が必要と認めた者（2名） 学識経験者・専門家（3名） 行政（長崎県地域保健推進課長、長崎市感染症対策室長・防災危機管理室長・消防局警防課長・北消防署警防1課 課長補佐）（5名） 長崎大学（長崎大学高度感染症研究センター センター長ほか）（5名）

(イ) 直近の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第5回	令和6年10月29日	① 高度感染症研究センター実験棟に関する報告 ② その他

(ウ) 主な議事内容等

a 高度感染症研究センター実験棟に関する報告

- ・ 令和6年11月から病原性の低い三つのウイルス（ハザラウイルス、フニンウイルス、インフルエンザウイルス）を搬入し、教育訓練を実施する予定であることが報告された。
- ・ 施設の指定はいつごろになるのかとの質問に対し、全ての手続きについては厚生労働大臣が発議を行い、閣議を経るという手順であるが大学側としてわからない状況であるとの説明が行われた。
- ・ 災害対応計画を作成することは本当にありがたいが、机上訓練だけではなく実地訓練をすることが必要であるとの意見が出された。

b その他

- ・ 協議事項なし

(エ) 今後のスケジュール等（予定）

回 数	開 催 日	主 な 議 題
第6回	令和7年2月5日	未 定

(2) 高度感染症研究センター実験棟（BSL-4 施設）の今後の流れ

時 期	内 容
令和3年7月	高度感染症研究センター実験棟（BSL-4 施設）竣工
令和6年6月	長崎大学が、高度感染症研究センター実験棟（BSL-4 施設）が特定一種病原体等所持施設として法令基準に適合することを説明する書類を厚生労働省あて送付
現 在	国が政令（感染症法施行令）改正の手続き中
（未 定）	政令改正により国が長崎大学を「特定一種病原体等所持者」として指定 その後「特定一種病原体等所持施設」として指定
（未 定）	特定一種病原体等の所持（搬入） 特定一種病原体等を国外機関から輸入する場合・・・厚生労働大臣による「指定」 特定一種病原体等を国内機関から輸送する場合・・・厚生労働大臣による「承認」 ※ 指定又は承認後、特定一種病原体等の受入にあたっては、公安委員会への届出や運搬会社への委託等の手続きが必要
（未 定）	厚生労働大臣による所持（搬入）の指定又は承認 特定一種病原体等を取り扱う研究の実施

※ 今後もこれまでと同様に地域連絡協議会による協議が適宜行われる